

審査品質管理小委員会での議論の経緯、今年度の予定

審査品質管理小委員会は、「特許庁における特許・意匠・商標の審査に関し、品質管理のポリシーや、必要なマニュアル等、品質管理の方針や手続が適切に整備されているかどうか、品質管理体制が適切に整えられているかどうか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかどうかなど、品質管理の実施体制、実施状況等について検証・評価を通じ、特許庁の品質管理向上に向けた提言等を行っていただく。」(平成 26 年度第 1 回審査品質管理小委員会の資料 1 より抜粋) ことなどを審議事項とする小委員会として、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置されている。

1. これまでの審議の経緯

平成 26 年 8 月に設置された審査品質管理小委員会は、平成 26 年度に計 4 回開催された。

(1) 第 1 回委員会（平成 26 年 9 月 10 日）

特許庁側から、審査を取り巻く環境、質の高い審査を実現するための取組の現況について説明を行い、審査の品質管理の実施体制、実施状況等を評価するための評価項目（10 項目）と評価基準（4 段階）の仮案（事務局案）を提示した。評価項目は PCT ガイドライン第 21 章の規定を参考として策定した。

(2) 第 2 回委員会（平成 26 年 12 月 18 日）

特許庁が説明した平成 26 年度上半期の審査や品質管理の実績等に基づいて、上記仮案を使用して、平成 26 年度上半期の品質管理の実施体制、実施状況等の各委員による仮評価を特許、意匠、商標のそれぞれについて実施した。

また、委員会では、上記仮案の修正点について審議し、仮評価に基づく品質管理の実施体制、実施状況等の改善提言についても審議した。

(3) 第 3 回委員会（平成 26 年 3 月 4 日）[書面審議]

第 2 回委員会の審議内容にしたがい、評価項目及び評価基準の仮案を修正し、これを決定した。最終的に評価項目は 11 項目となった。

(4) 第 4 回委員会（平成 27 年 3 月 27 日）

第 3 回委員会で決定した評価項目及び評価基準にしたがい、特許庁が説明した平成 26 年度 4 月～2 月までの審査や品質管理の実績等に基づいて、各委員による同年度の品質管理の実施体制、実施状況等の検証及び本評価を、特許、意

匠、商標のそれぞれについて実施した。

また、委員会では、本評価に基づく品質管理の実施体制、実施状況等の改善提言について審議した。さらに、委員会での検討の経緯や、評価結果及び改善提言等についてまとめた委員会の報告書案についても審議した。

（5）委員会報告書（平成27年4月28日）

第4回委員会の審議内容にしたがい、委員長が報告書を取りまとめ、各委員の承認を経て公表した。また、同報告書の英語版についても公表した。

2. 審議結果を受けた特許庁の対応

品質管理の実施体制、実施状況等の改善提言が掲載された委員会報告書の公表を受けて、特許庁は「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成27年度）」を策定し、平成27年4月付けで公表した。

3. 今後の予定

月	平成27年度	(参考) 平成26年度
4	28日：取り組むべき事項を策定	
8		11日：審査品質管理小委員会設置
9		10日：第1回委員会 ① 審査品質管理の取組現状報告 ② 評価項目・基準（仮案）
12	17日：第1回委員会 ① 審査品質管理の実施状況の質疑 ② 評価項目・基準に基づく中間評価 ③ 中間評価に基づく実施体制・状況に対する改善提言	18日：第2回委員会 ① 評価項目・基準（仮案）に基づく仮評価 ② 評価項目・基準（仮案）の改善提案 ③ 仮評価に基づく実施体制・状況に対する改善提言
2		25日：第3回委員会（書面審議） ● 評価項目・基準の決定
3	未定：第2回委員会 ① 品質目標の海外調査結果報告 ② 評価項目・基準に基づく評価 ③ 実施体制・状況に対する改善提言 ④ 報告書（案）の審議	27日：第4回委員会 ① 評価項目・基準に基づく評価 ② 実施体制・状況に対する改善提言（達成すべき目標） ③ 報告書（案）の審議
4	未定：報告書公表	28日：報告書公表

（1）第1回委員会

① 品質管理に関する取組の実施状況についての質疑

第1回委員会開催を前に各委員に提示をしている、平成27年度に特許庁

が実施している審査品質管理の実施体制・実施状況について、各委員からの質疑を受ける。

② 評価項目・基準に基づく中間評価

上記審査品質管理の実施体制・実施状況について、平成 26 年度に定めた評価項目毎に、評価基準に従って各委員から中間評価を受ける。なお、前年度からの改善状況について評価する評価項目⑨及び⑩については、今回が初めての評価となる。

③ 中間評価に基づく実施体制・状況に対する改善提言

中間評価を通じて把握された課題等に基づいて、各委員から審査品質管理の実施体制・実施状況の改善提言を受ける。当該改善提言を受けて、特許、意匠、商標の各部署において来年度の取組を検討・策定する。

(2) 第2回委員会

① 品質目標の海外調査結果報告

平成 26 年度報告書において、審査の品質の「定量評価指標について、調査・検討を通じ、慎重な議論を行うことが好ましい。」との指摘があったことを受け、平成 27 年度に実施している海外庁における品質目標の設定に関する調査結果について報告する。

② 評価項目・基準に基づく評価

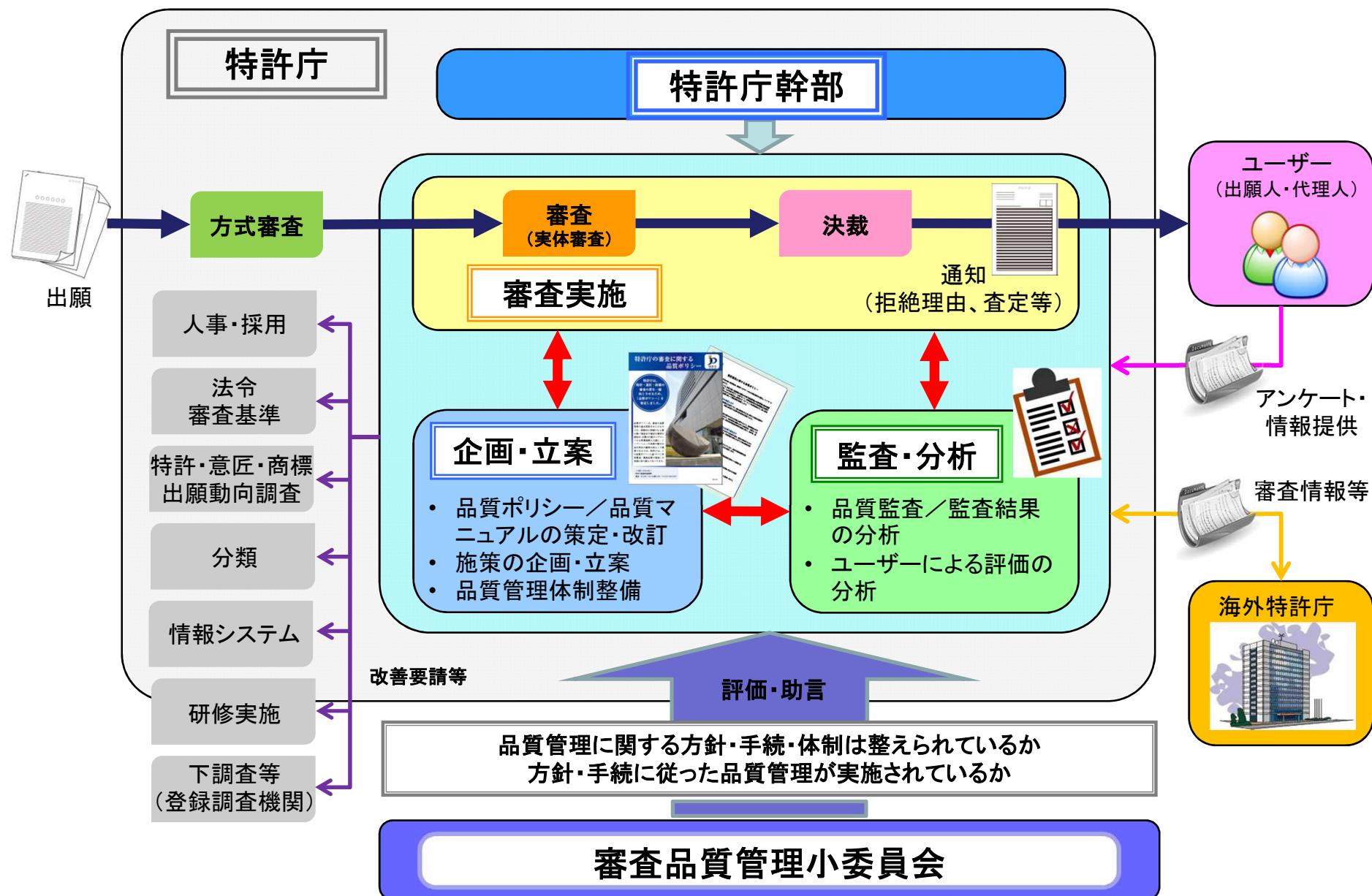
平成 27 年度通期での審査品質管理の実施体制・実施状況を特許庁が報告し、評価項目毎に、評価基準に従って各委員から報告書に掲載する最終評価を受ける。

③ 実施体制・状況に対する改善提言

最終評価を通じて把握された課題等に基づいて、各委員から審査品質管理の実施体制・実施状況の報告書に掲載する改善提言を受ける。

④ 報告書（案）

委員会での検討の経緯や、評価結果及び改善提言等についてまとめた報告書案について審議する。



3月 4月

10月

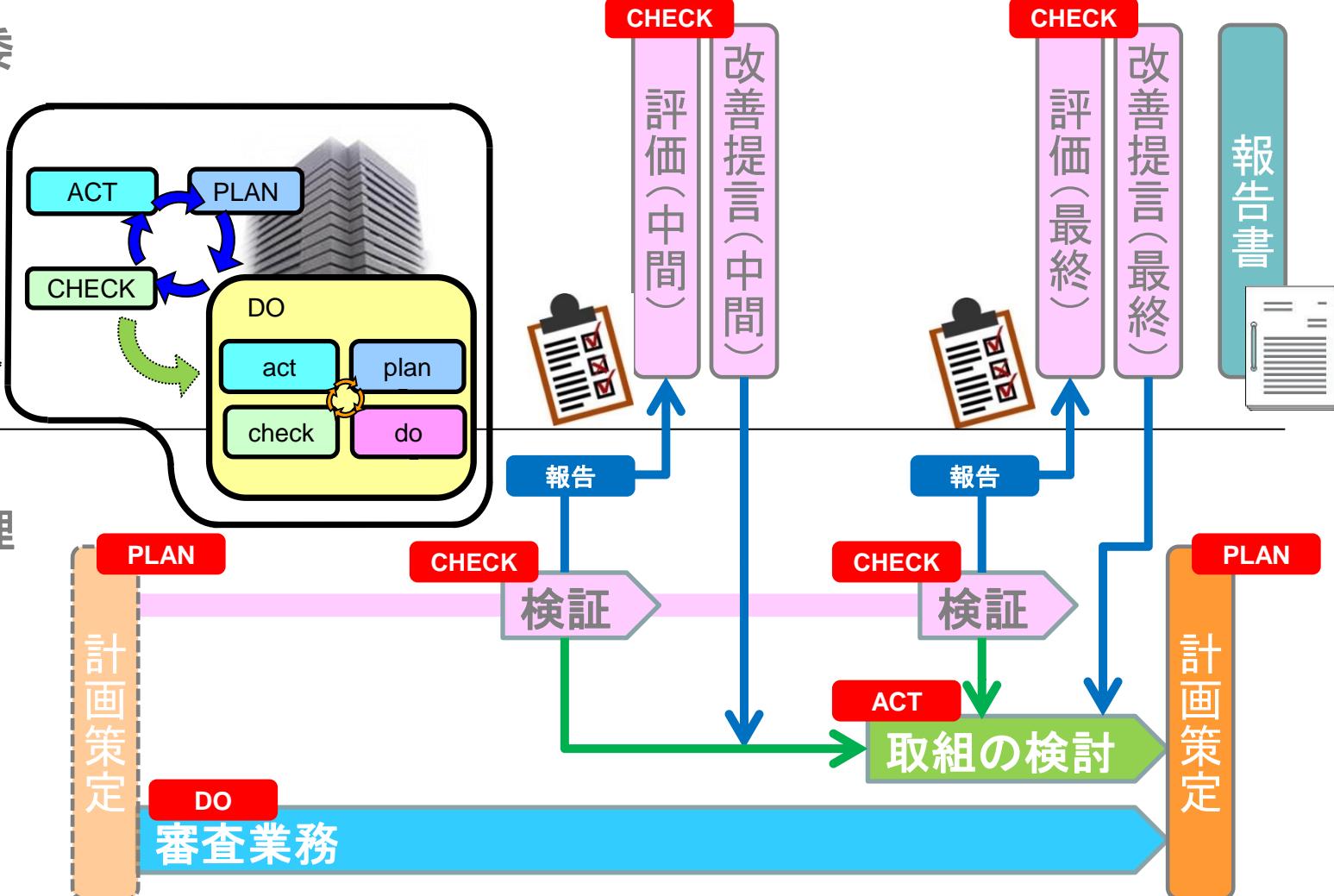
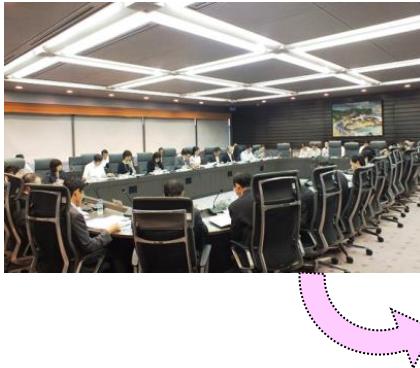
12月

1月

3月

4月

審査品質管理小委



審査部の品質管理

